年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

香川国民年金 事案 234

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年7月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から61年4月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和 55 年7月から 61 年4月までの期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

昭和 57 年3月までは県外の大学に在籍していたが、住民票の移動はしていない。A町の実家で母親が地元の婦人会に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は自宅まで集金に来られる婦人会の方に預けていた。同年3月に大学を卒業し、実家の家業を継いだ後も、経理担当であった母親が毎月の給与から国民年金保険料を控除して納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、加入手続及び納付手続を行ったとされる申立人の母親と父親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、A町では、婦人会等の納付組織があり、婦人会の担当者が集金していたことが確認できる上、申立人の母親の記憶は鮮明であり、国民年金への加入状況及び国民年金保険料の納付方法について具体的に証言しており、その内容は国民年金の状況等に照らしても不自然さは無く基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで 申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険 の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

A株式会社を退職したのは昭和63年7月31日であったので、厚生年金保険の資格喪失日は同年8月1日のはずである。同年7月の厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社から提出された申立人の職員カード及び申立人から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失証明書(退職時にA株式会社から申立人に交付されたもの。)から、申立人は同社において、昭和63年7月31日まで勤務していたことが確認でき、同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社が保管している申立 人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、B社会保険事務所に提出した「理由書」において、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、事務手続の手違いにより誤った内容で届出ておりました。」と記載

している上、A株式会社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人の資格喪失日を、本来、退職日の翌日の昭和63年8月1日と記入すべきところを退職日である同年7月31日と記入していることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A事務所(現在は、株式会社A事務所)における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所で照会したところ、有限会社A事務所に勤務していた期間のうち、昭和42年4月1日から同年7月1日までの加入記録が無い旨の回答をもらったが、厚生年金保険料控除の事実が確認できる昭和42年度の給与台帳の写しがあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出のあった申立人に係る昭和 42 年度の給与台帳において、昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険料が、同年 7 月の厚生年金保険料控除欄に記載されていることから、申立人が申立期間において有限会社A事務所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。また、このことは、申立期間当時の事業主が申立人については、「社会保険事務所の指導を受け、試用期間であった昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険料を同年 7 月の給与から控除した。」旨の供述をしていることと符合する。

さらに、事業主から提出された給与台帳において確認できる申立人の昭和 42 年4月から同年6月までの厚生年金保険料及び健康保険料を含む従業員全 員分の同年7月の厚生年金保険料及び健康保険料の額が事業主から提出され た「総勘定元帳」の厚生費として同年7月31日に預かり金として計上されて いる金額と一致することから、申立期間当時の給与が、毎月25日締め切り、 当月末日払い、保険料は当月控除であったとする申立期間当時の事業主の供述 と符合する上、事業主は、従業員負担分の厚生年金保険料を適切に各帳簿に記 載、処理していたものと考えられる。

一方、社会保険事務所が保管する有限会社A事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得記録が訂正された形跡は認められないが、この原因は事業主からの資格取得日訂正届の届け漏れ又は社会保険事務所による記録訂正漏れが考えられる。しかしながら、事業主が保管していた各種帳簿及びその適正な事務処理並びに、管轄の社会保険事務所においては納入告知書を被保険者原票ではなく、各種届書により計算し作成していたとの関係者の供述から判断すると、当該社会保険事務所は、事業主からの届出を受け、それに基づいて納入告知額の告知を行う一方で、申立人に係る被保険者記録の訂正を被保険者原票に記載しなかったものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したこと、及び申立人は雇用保険の資格取得日である昭和42年4月1日において厚生年金保険被保険者資格を取得していたと認められることから、資格取得日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立 人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の訂正前の資格 取得日の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

香川国民年金 事案 235

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について申 請免除を受けているとの回答を受けたが納得できない。

昭和44年12月に父親に強く薦められ、国民年金に加入し、将来のためにいつも夫の保険料と一緒に納付していたため、申立期間について納付していないという回答にショックを受けている。申立期間について夫は納付しているので、私についても国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入と同時に保険料を納付していたと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年4月に払い出されており、44 年 12 月から 46 年 3 月までの期間と、申立期間直前の 47 年 1 月から同年 3 月までの期間については、それぞれ 50 年 12 月 27 日に特例納付していることが、申立人が所持している領収証書及び社会保険事務所が保管している特殊台帳から確認できるものの、申立期間は申請免除期間とされていたことから、特例納付の対象期間ではなく、納付できなかったものと考えられる。

また、申請免除期間に係る国民年金保険料については、追納することが可能であるが、申立人には当該保険料を追納したことの記憶は無い上、追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から58年3月まで 厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、 加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A工業株式会社(現在は、B株式会社)C支店において、電子ミシン等の訪問販売を行う営業担当者として勤務し、厚生年金保険被保険者として、給与から同保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真(A工業株式会社から申立人に贈られた、昭和55年5月入社と刻まれた56年1月度のトロフィー、同年2月度及び57年2月度のトロフィーを撮影したもの。)、同僚の供述及び申立期間当時の勤務内容についての申立人の供述から、期間を特定することはできないものの、申立人がA工業株式会社において勤務していたことは認められる。

しかし、B株式会社人事部では、「厚生年金保険に加入していた者だけの手書きのリストがあるが、それには申立人の氏名は無く、営業担当者(販売員)の中には厚生年金保険には加入していない者もおり、申立人についても、事業所得者扱いで、ご自身で確定申告をしていたと思われる。」と供述していることから、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたと供述している同僚8人について、社会保険庁の管理するオンライン記録を見ると、支店長、主任及び事務員等の営業担当者(販売員)以外の職種であったと思われる同僚6人については、A工業株式会社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人と同様に営業担当者(販売員)であったと思われる同僚2人には、A工業株式会社での厚生年金保険の加入記録が無いことから

判断すると、同社では、営業担当者(販売員)については、必ずしも全員を 厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B株式会社人事部及びB健康保険組合では、「申立人は弊社の健康保険組合には未加入である。」と回答している上、B株式会社は、申立期間当時の社会保険関係の書類を廃棄していることから、申立人の勤務形態及び申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料等は無い。

さらに、A工業株式会社における申立人の雇用保険の被保険者資格は確認できない上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険事務所が保管する申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、申立人の夫がD株式会社において、健康保険厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、昭和52年3月3日から57年5月21日までの期間、夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)には、昭和19年4月に入社し、同社 C支店C営業所に配属となり、電力新設延長工事作業に従事していた。

D県発行の厚生年金保険被保険者証の同保険被保険者資格取得日が昭和19年7月1日であることから、社会保険事務所において、一度は同保険の被保険者資格の取得日を同年10月1日から同年7月1日に訂正してくれたが、その後、再び同年10月1日に訂正された。

厚生年金保険の資格取得日を昭和19年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された「社員カード」、申立人から提出された「人事手帳」から、申立人が昭和19年4月1日にA株式会社に入社したことが確認でき、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人が電柱設営等のいわゆる筋肉労働に従事していたことは認められる。

一方、申立人は、「D県発行の厚生年金保険被保険者証の同保険被保険者資格取得日が昭和19年7月1日であることから、同保険の資格取得日を同日に訂正してほしい。」と主張しているが、同年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、厚生年金保険法により、当該被保険者の厚生年金保険被保険者台帳には「〇改」と標示することとされているところ、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「〇改」の標示があることが確認できることから、申

立人は申立期間において、同法に基づく被保険者であったことが確認できる。さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険番号払出簿において、A株式会社で昭和19年7月1日に厚生年金保険番号の払出しを受けている同僚、同社C支店の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が同年10月1日より前の日付で記載されている同僚、及び申立期間当時、申立人と同じ仕事内容であったと供述している同僚の合計47人中、社会保険庁が管理するオンライン記録が確認できた41人のうち、30人の被保険者資格取得日が申立人と同じ同年10月1日となっていることが確認でき、このうち供述を得られた7人は、「昭和19年10月1日より前の期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している上、申立人と同時期に入社したと供述している同僚2人の社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳にも、申立人と同様に「○改」の標示があることが確認できる。

加えて、A十年史によると、申立期間当時の社員及び給与について、「社員は事務、技術系統に分かれ、それぞれ数段階の資格が付されていた(技術系統 参事、技師、技師補、技手、技手補、工務員、工務雇、工手、工務見習)。参事は年俸、工務雇以下は日給、その他は月俸であり、毎年4月1日又は臨時に昇給、昇格が行われた。」と記載されているところ、同社において、昭和18年1月12日から労働者年金保険の記録が確認できる同僚は、「私は昭和17年7月からAで勤務していたが、入社当時は約3か月の試用期間があり、18年1月に甲種電気工事士の試験に合格した時に正社員となった。」と供述している上、当該同僚及び前述の供述が得られた同僚9人のうち7人は、「給与は、当初、日給月給であったが後に月給になった。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間当時、同社においては、社員を採用後、数か月の試用期間を経過した後に正社員とし、その際に厚生年金保険又は労働者年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

これらのことから判断すると、事業主は、申立人について、試用期間経過後の昭和19年7月1日に、制度改正に伴う厚生年金保険制度の被保険者として社会保険事務所に届け出たものと推認できる。

また、B株式会社では、申立期間当時の関係書類を保存していないことから、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無い上、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。